

○東海村病院事業の設置等に関する条例施行規則

平成30年3月30日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、東海村病院事業の設置等に関する条例（平成17年東海村条例第8号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来患者の休診日)

第2条 外来患者（救急患者を除く。以下同じ。）の休診日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）とする。

(診療日の受付時間及び診療時間)

第3条 外来患者の診療日（以下「診療日」という。）の受付時間は、次の各号に掲げる診療日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 平日 午前7時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 土曜日 午前7時30分から午前11時30分まで

2 診療日の診療時間は、次の各号に掲げる診療日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 平日 午前8時45分から正午まで及び午後2時から午後5時まで

(2) 土曜日 午前8時45分から正午まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めたときは、村長と協議の上、臨時に診療日の受付時間及び診療時間を変更することができる。

(面会時間及び外出時間)

第4条 入院患者に面会できる時間は、午後2時から午後8時までとする。

2 入院患者が外出できる時間は、午前8時30分から午後8時までとする。この場合において、入院患者は、医師の許可を受けるものとする。

（指定管理者の指定の手続等）

第5条 指定管理者の指定の手続等は、条例第8条第3項及び第4項の規定によるもののほか、東海村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年東海村規則第36号）の定めるところによる。

（手数料の減免又は徴収の猶予の手続）

第6条 条例第15条の規定により手数料の全部若しくは一部の減免又は徴収の猶予を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村立東海病院手数料減免（徴収猶予）承認申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として患者本人又は当該患者が属する世帯の世帯主が行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、患者本人又は当該患者が属する世帯の世帯主が自ら申請することができない場合は、この限りでない。

3 村長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、手数料の全部若しくは一部の減免又は徴収の猶予の適否を決定し、村立東海病院手数料減免（徴収猶予）承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（専決事項）

第7条 法令及び条例により決定している手数料の全部若しくは一部の減免又は徴収の猶予については、病院事業を主管する課の課長の専決事項とする。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(東海村村立東海病院使用料及び手数料条例施行規則及び東海村村立東海病院管理規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 東海村村立東海病院使用料及び手数料条例施行規則 (平成 18 年東海村規則第 30 号)

(2) 東海村村立東海病院管理規則 (平成 18 年東海村規則第 33 号)

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

東海村長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話
患者との続柄 （ ）

村立東海病院手数料減免（徴収猶予）承認申請書

下記のとおり手数料の減免（徴収の猶予）を受けたいので、東海村病院事業の設置等に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により申請します。

記

患 者 氏 名		年 齢	歳
住 所			
手 数 料 名			
手 数 料 の 額	円	うち減免申請額	円
徴収猶予期間	年 月 日まで		
減 免（徴収猶予）理 由			

備考 この様式は，減免又は徴収の猶予による申請に応じ，適宜調整することができる。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

東海村長 印

村立東海病院手数料減免（徴収猶予）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった手数料の減免（徴収の猶予）については、下記のとおり承認する（不承認とする）ことに決定したので、東海村病院事業の設置等に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

承認

- 1 患者氏名
- 2 手数料名
- 3 手数料の減免額 円
- (手数料の徴収の猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで)

（不承認）

（不承認の理由）

備考 この様式は、減免若しくは徴収の猶予に係る承認又は不承認に応じ、適宜調整することができる。

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）